活動資金募集にご協力いただく自治会・町内会役員等の皆さまへ

令和5年度

赤十字活動資金募集の手引き

~赤十字は「救うことを託されている」団体です~

赤十字の活動につきましては、日頃から自治会・町内会および赤十字ボランティア等の県民の皆さま方に温かいご支援とご協力を賜りまして、心から御礼を申し上げます。

日本赤十字社は、「人間のいのちと健康、尊厳を守る」という使命を果たすべく、災害救護を事業の大きな柱として、看護師の養成、救急法等の講習、ボランティアの養成、青少年赤十字の育成、国際支援活動などを展開しています。

昨年も各地で豪雨災害が発生する中、新型コロナウイルス感染症の感染防止に努めながら救護活動に取り組むなど、立ち止まることなく事業の継続に努めてまいりました。 あわせて、多発化・多様化する自然災害における救護活動の備えとして、救護資機材や救援物資を整備するなど、皆さまのいのちと健康を守る活動に積極的に取り組みました。

また、昨年から続くウクライナ人道危機や今年2月に発生したトルコ・シリアでの大地震においては、被災国等への資金援助のほか、現地に日赤職員を派遣し活動の調整を図るなど継続的な支援活動を実施しているところです。

このような中、赤十字事業を安定的に継続していくためには、活動資金の確保が肝要であり、その財源の基盤となる寄付協力者の方々を一人でも多く増やしていく必要があります。

日本赤十字社茨城県支部では、令和5年度も5月の赤十字運動月間の実施にあわせて 活動資金へのご協力をお願いさせていただきます。

実施にあたりましては、自治会・町内会役員等の皆さま方に「活動資金募集協力員」として、例年、ご尽力をいただいているところであり改めて感謝申し上げます。今後もいのちと健康を守る赤十字活動を展開していくため、趣旨をご理解いただきまして、本年度も引き続き、皆さま方のお力添えを賜りますようよろしくお願い申し上げます。

令和5年4月

日本赤十字社茨城県支部



1 活動資金募集の進め方(次の点に十分ご留意ください)

(1) 新型コロナウイルス感染症の主な対策

ア 感染予防

・発熱(37.5 度以上)や咳などの風邪症状がある場合は訪問を中止してください。

イ 活動資金の募集時期

・新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、事前に市町村役場(福祉係など)の赤十字担当者と連携・調整したうえで、5月の運動月間や例年の募集時期にとらわれることなく地域の実情に応じて活動資金募集をお願いします。(遅くとも年内の終了を目途としてください。)

(2)協力方法の異なる募集

ア 各世帯からご協力いただく場合

- ・ご協力いただく金額は、500円を目安にお願いしていますが、協力は**強制ではなく**あくまでもご本人様の**自由意思**であり協力金額も自由です。 募集の際は、**強制感を持たれることがないよう**ご配慮ください。
- ・募集で知り得た個人情報は、他人に漏らさないよう厳守願います。
- ・2,000 円以上をご協力された方には、「会員」への登録についてご確認いただき、領収書発行の際に「希望します」「希望しません」のどちらかにレ点(チェック)を記入してください。

また、会員登録を希望される方は、「住所」欄も必ず記入してください。

イ 自治会費などから一括してご協力いただく場合

・自治会や町内会の皆さまが、赤十字に対し資金協力することについてご賛 同のうえで、ご協力いただきますようご配慮ください。

2 募集用資材 ※市町村によっては、一部使用しない資材もございます。

(1) チラシ (A 3サイズの2つ折り)

・多くの皆さまから赤十字へのご理解とご協力をいただけるよう、各世帯に チラシを配布(または回覧)してください。

(2) 活動資金募集協力員ワッペン

・活動資金募集協力員の方は、日赤の「協力員」であることを明確にするため、指定のワッペンを必ず着用してください。

(3) 領収書(3枚で1組)

・「年月日」「金額」「お名前」「ふりがな」を必ず記入してください。 また、寄付協力者には領収書の3枚目をお渡しください。 (領収書の1・2枚目は、切り離さないで残してください。)

個人でのご協力の場合

記入例

の部分をご記入願います。

000001

令和5年度 赤十字活動資金領収書

(市町村保存用)

令和 5 年 5 月 1 日 **金額** 500 **円**

ただし、赤十字活動資金として

※金額は、1世帯あたり500円を目安にお願いしていますが、**強制するものではありません**。

ふりがな **お名前** 日赤太郎

様

※個人でのご協力の場合は、お名前をご記入ください。

※町内会や班などで一括でのご協力の場合は、町内会名などの名称をご記入ください。

《2,000円以上のご協力をいただいた個人の方》

「会員」への登録を希望しますか。どちらかの口にレ点をおつけください。

□ 希望します ・ □ 希望しません

〈上記で □希望します とした方のみ住所をご記入ください〉

住所

ご協力誠にありがとうございました。

活動資金は、災害救護や救急法等講習の開催など、人のいのちと健康を守る赤十字活動に充てさせていただきます。

※3枚目をお渡しください。

- ※こちらの様式と異なる領収書をご使用されている場合、または、記入方法等が分からない場合は、お住まいの市町村役場(福祉係など) の赤十字窓口にお問い合わせください。
- ※国会議員、地方公共団体の長、議会の議員(候補者含む)に対する活動資金募 集の取り扱い
 - ・ご本人が「2,000円」を協力し、かつ、「会員登録に希望する」場合のみ、 問題ありません。
 - ・次の場合は、公職選挙法で禁止されている寄附行為に該当しますので、ご注意ください。
 - ①ご本人が「2,000円」を協力したが「会員登録を希望しない」場合
 - ②ご本人が「2,001 円以上」、または、「1,999 円以下」を協力した場合
 - ※ご家族が協力いただける場合は、制約はございません。

3 活動資金募集終了後のお手続き

- ・活動資金の募集終了後は、速やかに次の物品等を市町村役場(福祉係など)の赤十字窓口に必ずお戻しください。
 - ①受領した活動資金
 - ②使用済領収書(控)及び未使用領収書の全て
 - ③その他募集用資材 (チラシなど) の残り

4 税制上の優遇措置があります

・日本赤十字社への活動資金協力は、金額により所得税などの優遇措置が受けられます。

※詳細は、所轄の税務署等に問い合わせいただくようお伝えください。

・活動資金への協力金額により、日本赤十字社や国からの表彰が受けられます。

※詳細は、日本赤十字社茨城県支部に問い合わせいただくようお伝えください。(電話:029-284-1380 担当窓口:組織振興課振興係)

【赤十字についてよくある質問】

問1 なぜ5月が「赤十字運動月間」なのですか?

答1 5月は赤十字にゆかりの深い月だからです。

・5月1日:日本赤十字社創立記念日(1877年)

・5月5日:国際赤十字・赤新月社連盟創立記念日(1919年)

・5月8日:赤十字の創始者アンリー・デュナンの生誕記念日 (1928年)



アンリー・デュナン

日本赤十字社は、「苦しんでいる人を救いたい」という、いつの時代も変わることのない想いを胸に、1888年の磐梯山噴火で初めて災害救護を行ってから長きにわたり、救護活動を実施してきました。

災害・紛争・感染症等で失われるいのちを守り、また、社会のニーズの変化や地域の期待に沿った活動などを展開していくためには多くの方々のご理解とご協力を得て、寄付者(会員)の増強を図る必要があることから、赤十字の理念や活動へのご理解とご支援を呼びかけることを目的に、5月を「赤十字運動月間」として全国で展開しています。

なお、地域の実情によっては5月にとらわれることなく活動資金の募集に ご協力いただきたくお願い申し上げます。

問2 なぜ活動資金の募集に自治会・町内会等の役員や赤十字奉仕団員などの 方が来るのですか?

答2 日本赤十字社は、地域福祉やボランティア活動など地域に根差した活動を 行っており、自治体や地域と密接な関係を有しております。

赤十字の活動は、各地域で実施されることが多いことから、地域の方々に 支えていただけるようご協力をお願いしています。

日本赤十字社職員も訪問活動等を通して活動資金のご協力をお願いしておりますが、県内全域を戸別訪問させていただくことは困難であり、自治会・町内会等の役員の皆さまにご協力をお願いしております。

なお、自治会・町内会等にて募集していただいた活動資金の一部は、各 市町村役場における赤十字活動 (例:避難所等で必要な救護資機材の整備な ど) にも充てさせていただいております。

- 問3 活動資金は災害救護活動などの赤十字活動に充てられるとのことから、 直接地域への見返りがないように思われますが?
- 答3 見返りという意味での事業は行っていませんが、各市町村の福祉活動や赤十字 活動に充てさせていただいております。

募集協力いただいた活動資金の一部は、市町村における赤十字活動(救援物資の備蓄、防災啓発セミナーの開催など)にも活用させていただいております。

【災害時の活動】

- ・被災地等に医療チームを派遣し、被災された方への医療救護
- ・被災された方への救援物資(布団セット、毛布、ブルーシートなど) の配布
- ・避難所で生活される方などへの炊き出し など

【災害時以外の活動】

- ・県内の全市町村に救援物資を配備し、住居の火災等の被害にあわれた世帯に配布
- ・幼稚園児から小・中・高等学校の児童生徒、大人までそれぞれの対象に応じた防災教育、防災セミナー、救急法等の講習 など

問4 500 円を目安に活動資金協力を依頼するのはなぜですか?

答4 災害救護などの活動を継続的に実施するために、500円を目安としたご協力を お願いしております。

特に近年の災害は、多発化・多様化の傾向にあり、日本赤十字社はいつでも対応できるよう、常に安定的かつ継続的に実施することが求められていることから、これらに要する財源についても日頃から安定的に確保しておくことが必要となります。

そこで県民の皆さまへは、日本赤十字社の活動にご賛同いただいて、活動資金として1世帯あたり500円を目安としたご協力をお願いしております。ただし、活動資金は寄付であることから、ご協力そのものも自由意志に基づくものであり強制ではありません。また協力額についても、あくまで目安としてご提示しているもので、その額が500円未満でも500円以上でも日本赤十字社の活動資金として大切に充てさせていただきます。

- 問5 「会員」になると、毎年活動資金を納めなければならないのですか? また、特典などがあるのですか?
- 答5 活動資金へのご協力は、強制的なものではありません。

赤十字活動は継続的に行う事業であるため、会員の皆さまからの継続的なご支援をお願いしています。

なお、<u>会員への加入や退会はご本人の自由意思によりいつでもできます。</u> また、会員の方には、広報紙を送付させていただき、日本赤十字社が行う 活動の情報を提供いたします。

- 問6 日本赤十字社は国の機関ですか? また、日本赤十字社と共同募金会(赤い羽根)は、同じ組織ですか?
- 答6 日本赤十字社は民間の団体です。 また、共同募金会(赤い羽根)とは別組織です。

日本赤十字社は、政府の機関と思われる方もいらっしゃいますが、「日本赤十字社法」という法律に基づいて設置された法人です。災害救助法、国民保護法の定めるところにより、行政が行う非常災害時等の救護業務に協力することが義務付けられており、指定公共機関として、その補完的役割を果たすべく幅広い分野で活動を実施しています。

また、共同募金会は、「社会福祉法」に基づいて設立された団体であり、日本赤十字社とは別組織となります。

- 問7 国内義援金・海外救援金の拠出の申し出があった場合、どのように対応 すれば良いですか?
- 答7 自治会・町内会における募集では、義援金等のお取り扱いはいたしません。

市町村役場(福祉係など)の赤十字窓口への持参をご案内ください。

~日赤茨城県支部の主な活動~

日本赤十字社茨城県支部は、 県民の皆さまからの活動資金を財源として、 「人間のいのちと健康」を守るため、 さまざまな事業を展開しています。

災害救護活動の充実・強化 (被災者に寄り添った活動です)

日本赤十字社の災害救護活動は、赤十字本来の使命に基づく最も重要な事業です。 当支部は、創立以来、救護活動に取り組み、以下のような災害現場に、医療チームなどを派遣して、 被災者に寄り添った活動を展開してまいりました。

● 昨年の国内における主な災害

- ·令和4年3月福島県沖地震災害 ·令和4年7月大雨災害
- ・令和4年8月3日からの大雨災害・令和4年台風第15号災害 など

● 近年の本県における主な災害

・平成27年関東・東北豪雨災害・令和元年台風第19号災害 など

日本赤十字社は、一昨年から続く新型コロナウイルス感染症に対し、赤十字病院での感染者の受 入や治療のほか、感染拡大防止のための情報発信にも努めてまいりました。

また、今後、発生が危惧されている南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模災害などに備え、 災害対応能力と救護体制の強化のため、医療チームの訓練・研修を実施するとともに、救護活動に 必要な資機材等の充実も図っています。



救援物資を搬送する職員



医療支援を行う医療チーム

災害救援物資の備蓄(被災者に迅速にお届けします)

大規模災害等に備え、皆さまからお寄せいただく活動資金を財源として、被災者に配布する災害救援物資を整備し、当支部や県内全市町村に備蓄しています。

● 災害救援物資の備蓄状況

品目	備蓄数
毛布	14,727枚
タオルケット	4,464枚
保温マット	790枚
緊急セット	1,329組

品目	備蓄数	
布団セット	667組	
安眠セット	484組	
ブルーシート	1,288枚	
	令和5年1月現在	



緊急セット (日用品のセット)

救急法等の講習 (健康といのちを守る知識・技術を伝えます)

救急法、水上安全法、健康生活支援講習、幼児安全法の4つの赤十字講習を開催しています。 本事業は、人間のいのちと健康を守るための応急手当や介護の方法などの知識や技術を広める とともに、県民のだれもが赤十字に直接触れることができる事業です。

市町村や事業所などが開催する救急法等の講習 に協力するとともに、イベントや防災訓練などで救 急法等を紹介し、体験を通じて赤十字を身近に感じ てもらえるよう努めています。

コロナ禍であっても、「いのちと健康を守る知識と技術」の普及は重要な社会課題であることから、 当支部では、感染予防に配慮した講習やオンライン を活用した講習を実施しています。



オンライン救急法講習



ペットボトルを用いて心肺蘇生を学ぶ 青少年赤十字メンバー

● 令和5年度 開催計画

講習名	回数	人数
救 急 法	228回	8,230人
水上安全法	18回	220人
健康生活支援講習	13回	235人
幼児安全法	68回	2,295人
合 計	327回	10,980人

ボランティアの養成 (地域に根差した奉仕活動を行います)

赤十字奉仕団は、大きく3種類の奉仕団で構成されており、それぞれの特性などを生かしたボランティア活動を行っています。

当支部では、さまざまな研修を通してボラン ティアを養成するとともに、人道的な活動を実 践しています。

また、災害時は防災ボランティアリーダーが 中心となり活動します。

● 赤十字奉仕団の種類

- ・地域奉仕団:地域に根差した活動を行います。
- ・特殊奉仕団:特殊な技能(アマチュア無線、 看護師免許など)を活かした活動を行います。
- ・青年奉仕団:大学生などを中心に若さを生かした活動を行います。

● 赤十字奉仕団の活動事例

- ・活動資金や義援金の募集
- ・献血の協力呼びかけ
- ・授乳ボランティア
- ·高齢者支援
- ・災害時の被災地での炊き出し
- ・災害時の救援物資の輸送 など

● 赤十字ボランティアの登録状況

赤十字ボランティア			人数			
地	域	奉	仕	団	42 団	6,808人
特	殊	奉	仕	団	8団	776人
青	年	奉	仕	団	3 団	76人
防災ボランティアリーダー			d	6人		
防災ボランティア地区リーダー				43人		

合 計 7,709 人

令和5年1月現在



献血の協力呼びかけを行う青年奉仕団



炊き出し訓練を行う地域奉仕団

青少年赤十字の活動(子どもたちの豊かで優しい心を育みます)

青少年赤十字は、「健康・安全」「奉仕」「国際理解・親善」という3つの実践目標を掲げ、児童・生徒が「生きる力」「豊かなこころ」を養い、「人道」という赤十字精神に基づき、日常生活の実践活動を通じて、世界平和と人類の福祉に貢献できる人間を育成することを目的として、各学校単位で地域の清掃、環境美化活動、あいさつ運動、募金活動などを行っています。

● 青少年赤十字防災教育プログラム 「まもるいのち ひろめるぼうさい」

・近年相次ぐ自然災害から得た教訓を児童・生徒に伝え、学校、地域、家庭における防災意識の向上 を目指す防災教育プログラムです。

● 防災教材「ぼうさいまちがいさがし きけんはっけん!」

・幼稚園、保育所の子どもたちに災害時の危険(場所・行動)について伝え、自分の身を守るための 基礎的な知識や判断力を身に付けてもらうことを目指した防災教材です。



「まちがいさがし」で身を守る方法を学ぶ子どもたち

● 青少年赤十字への加盟状況

種別	加盟校(園)数
幼稚園·保育所	8園
小 学 校	163 校
中 学 校	96 校
義務教育学校	3校
高 等 学 校	73 校
中等教育学校	4 校
特別支援学校	3校
A =1	2F0 ##

国際支援活動 (紛争や飢餓で苦しむ人々を救います)

令和5年1月現在

日本赤十字社は、192社(令和5年3月現在)ある国際赤十字の一員として、海外の自然災害及び 紛争による被災者の緊急援助をはじめ、発展途上国の開発援助を積極的に行っています。

● 実施事業

- ・発展途上国の保健医療支援事業等への資金援助 (目的:医療従事者の不足や不衛生状態が続く地域への支援)
- ・NHK海外たすけあい募金キャンペーン (実施期間: 12月1日~12月25日)

(目的:紛争や災害、飢餓、感染症などで苦しむ

世界各地の人々を支援)



被災地で捜索・救助活動を行うシリア赤新月社スタッフ @SARC

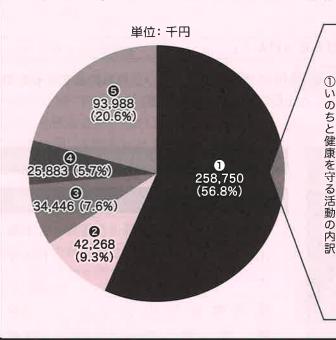
^{令和5年度} 日本赤十字社茨城県支部 活動資金(寄付)の使いみち

総額:455,335千円

- ❶いのちと健康を守る活動のため
- 2災害救護関連施設等の維持管理のため
- 3活動資金募集のため

- ●広報活動のため
- **⑤**活動の運営管理のため

(国内の災害に対する対応を含む)



- ◆災害救護活動と救護体制の強化等 ⇒88,637千円
- ◆市町村の赤十字活動 (地域ボランティアの活動など) ⇒58,400千円
- ◆全国的な赤十字活動 (海外の紛争・災害への対応を含む) ⇒53,978千円
- ◆青少年赤十字・ボランティアの養成 ⇒25,436千円
- ◆健康・安全のための知識と技術の普及 ⇒30,248千円
- ◆国際支援活動 ⇒2,051千円

赤十字活動資金と義援金の違いについて





災害救護活動など日本赤十字社の人道的活動

災害時は、医療救護やこころのケア、救援物資の配布などに充てられます。 また、平時は、救急法等の講習、ボランティアの養成や青少年赤十字活動 などに役立てられます。





義援金配分委員会

被災市町村

被災者へ

各被災都道府県ごとに設置

義援金配分委員会を通じて全額が被災者の皆さまへ届けられます。

「問い合わせ先」

ご不明な点はお住まいの市町村役場(社会福祉課など)の赤十字窓口、または日本赤十字社茨城県支部までお願いいたします。

日本赤十字社茨城県支部 組織振興課 (振興係) 電話 029-284-1380 FAX 029-241-4714